

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年8月8日

【四半期会計期間】 第91期第1四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）

【会社名】 株式会社大京

【英訳名】 DAIKYO INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 山口 陽

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号

【電話番号】 03(3475)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 グループ経理部長 相田 佳隆

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号

【電話番号】 03(3475)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 グループ経理部長 相田 佳隆

【縦覧に供する場所】 株式会社大京名古屋支店
(愛知県名古屋市中区錦二丁目9番29号)

株式会社大京大阪支店
(大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目2番3号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第90期 第1四半期 連結累計期間	第91期 第1四半期 連結累計期間	第90期
	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
営業収入 (百万円)	68,812	48,252	333,813
経常利益又は経常損失 () (百万円)	1,079	3,164	15,646
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失 () (百万円)	8,899	2,167	20,790
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	8,941	1,988	21,001
純資産額 (百万円)	134,120	141,062	144,986
総資産額 (百万円)	292,367	274,785	297,812
1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は四半期 純損失金額 (円)	20.14	2.58	43.32
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	10.45	-	24.42
自己資本比率 (%)	45.9	51.3	48.7

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

- 「営業収入」には、消費税等は含まれておりません。
- 第91期第1四半期連結累計期間の「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額」については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
- 第91期第1四半期連結会計期間より、不動産開発事業等に係る会計処理を変更したため、第90期第1四半期連結累計期間および第90期連結会計年度の関連する主要な経営指標等について当該会計方針の変更を反映した遡及処理後の数値を記載しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

なお、主要な関係会社の異動は次のとおりであります。

《不動産開発事業》

平成26年4月1日付で(株)穴吹工務店は(株)穴吹エンジニアリングを吸収合併いたしました。

《不動産管理事業》

平成26年4月1日付で(株)大京アステージは(株)大京ライフを吸収合併いたしました。

また、平成26年4月1日付で(株)大京アステージの工事事業（日常的な保守・保全工事を除く）を会社分割により、(株)大京建設へ承継いたしました。

平成26年4月1日付で(株)アベックス和光はオリックス・エンジニアリング(株)を吸収合併し、社名をオリックス・エンジニアリング(株)に変更いたしました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間の業績は、マンション販売において竣工戸数が前年同期に比べて少ない計画であったことなどにより、営業収入は前年同期比205億60百万円減の482億52百万円（前年同期比29.9%減）となり、営業損失29億26百万円（前年同期は12億83百万円の利益）、経常損失31億64百万円（前年同期は10億79百万円の利益）、四半期純損失21億67百万円（前年同期は負ののれん発生益の計上などにより88億99百万円の利益）となりました。

なお、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 会計方針の変更等（会計方針の変更）2 不動産開発事業等に係る会計処理」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より会計方針を変更いたしました。したがって、前第1四半期連結累計期間は遡及適用後の数値を記載しております。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。なお、各セグメントの金額はセグメント間取引を含んでおりません。

（セグメント別業績）

区分	前第1四半期連結累計期間 （自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）		当第1四半期連結累計期間 （自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）		増減	
	営業収入 （百万円）	営業利益 （百万円）	営業収入 （百万円）	営業利益 （百万円）	営業収入 （百万円）	営業利益 （百万円）
不動産開発事業	28,513	38	7,633	3,076	20,880	3,037
不動産管理事業	33,521	1,599	32,948	870	572	728
不動産流通事業	7,882	550	8,353	127	471	423
調整額（消去又は全社）	1,104	827	682	848	421	20
合計	68,812	1,283	48,252	2,926	20,560	4,210

不動産開発事業

マンション販売において竣工戸数が前年同期に比べて少ない計画であったことから、売上戸数は前年同期比501戸減の200戸、売上高は同比197億20百万円減の55億45百万円となりました。その結果、不動産開発事業の営業収入は同比208億80百万円減の76億33百万円となり、営業損失30億76百万円（前年同期は38百万円の損失）となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間末におけるマンション既契約残高は2,780戸、1,015億90百万円（前年同期末比379戸減、55億87百万円減）となりました。

営業収入内訳

区分	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	増減
不動産販売 (百万円)	27,216	6,088	21,127
その他 (百万円)	1,297	1,544	247
合計 (百万円)	28,513	7,633	20,880

不動産販売の状況

区分		前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)		増減	
		戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)
契約実績	マンション	982戸	32,962	663戸	25,055	319戸	7,906
	戸建	7戸	126	1戸	60	6戸	65
	その他	-	66	-	450	-	384
	合計	989戸	33,154	664戸	25,566	325戸	7,588
売上実績	マンション	701戸	25,265	200戸	5,545	501戸	19,720
	戸建	14戸	458	2戸	93	12戸	365
	その他	-	1,492	-	450	-	1,042
	合計	715戸	27,216	202戸	6,088	513戸	21,127
契約残高	マンション	3,159戸	107,177	2,780戸	101,590	379戸	5,587
	戸建	1戸	37	1戸	60	-戸	23
	その他	-	66	-	-	-	66
	合計	3,160戸	107,280	2,781戸	101,651	379戸	5,629

(注) 契約残高は四半期連結会計期間末の残高であります。

不動産管理事業

管理受託収入は前年同期比3億9百万円増の200億70百万円と堅調に推移したものの、請負工事収入は消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動などにより同比8億72百万円減の109億42百万円となりました。これらの結果、不動産管理事業の営業収入は前年同期比5億72百万円減の329億48百万円、営業利益は同比7億28百万円減の8億70百万円となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間末におけるマンション管理受託戸数は518,737戸（前年同期末比6,160戸増）、請負工事受注残高は264億17百万円（同比11億46百万円増）となりました。

営業収入内訳

区分	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	増減
管理受託 (百万円)	19,761	20,070	309
請負工事 (百万円)	11,814	10,942	872
その他 (百万円)	1,945	1,935	9
合計 (百万円)	33,521	32,948	572

マンション管理受託戸数

区分	前第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)	増減
マンション管理受託戸数	512,577戸	518,737戸	6,160戸

請負工事の状況

区分	前第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)	増減
受注残高 (百万円)	25,271	26,417	1,146

不動産流通事業

売買仲介収入は前年同期比2億93百万円減の16億15百万円、不動産販売収入は同比8億32百万円増の40億98百万円となったことにより、不動産流通事業の営業収入は同比4億71百万円増の83億53百万円となりました。営業利益は、売買仲介収入の減収に加え、店舗網の拡充に向けた人員の増強などを行った結果、同比4億23百万円減の1億27百万円となりました。

営業収入内訳

区分	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)		増減
	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)	
売買仲介 (百万円)		1,909		1,615	293
不動産販売 (百万円)		3,265		4,098	832
賃貸管理等 (百万円)		2,368		2,360	8
その他 (百万円)		338		279	59
合計 (百万円)		7,882		8,353	471

売買仲介取扱実績

区分	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)		増減
	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)	
取扱件数		1,703件		1,665件	38件
取扱高 (百万円)		41,003		38,290	2,712

不動産販売の状況

区分	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)		増減		
	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)	
	売上実績	マンション	165戸	3,229	192戸	4,088	27戸
その他		-	36	-	9	-	27
合計		165戸	3,265	192戸	4,098	27戸	832

(2) 財政状態の分析

総資産

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、2,747億85百万円（前期末比230億27百万円減）となりました。これは、たな卸不動産が110億12百万円増加した一方、「現金及び預金」が168億36百万円、「有価証券」が159億30百万円それぞれ減少したことなどによるものです。

負債

当第1四半期連結会計期間末の負債は、1,337億円23百万円（同比191億3百万円減）となりました。これは、「支払手形及び買掛金」が85億79百万円、「未払法人税等」が49億31百万円、有利子負債が25億10百万円それぞれ減少したことなどによるものです。

純資産

当第1四半期連結会計期間末の純資産は、1,410億62百万円（同比39億24百万円減）となりました。これは、主に剰余金の配当26億4百万円および四半期純損失21億67百万円の計上により「利益剰余金」が41億1百万円減少したことなどによるものです。また、自己資本比率は51.3%（同比2.6ポイント増）となりました。

なお、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 会計方針の変更等（会計方針の変更）2 不動産開発事業等に係る会計処理」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より会計方針を変更いたしました。したがって、前連結会計年度は遡及適用後の数値を記載しております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,152,400,000
第1種優先株式	10,000,000
計	1,162,400,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年8月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	843,542,737	843,542,737	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容 に制限のない、基準と なる株式 (注)3~4
第1種優先株式 (注)1	10,000,000	10,000,000		(注)2~6、8~9
計	853,542,737	853,542,737		

(注)1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

- 2 第1種優先株式は、当社の普通株式の株価に基づき取得(転換)価額が修正されるため、当該優先株式の取得と引換えに交付される普通株式数が変動いたします。なお、取得(転換)価額の修正基準および修正頻度ならびに下限は、(注)9に記載のとおりであります。また、第1種優先株式について、当社の決定による当該優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 3 各種類株式の単元株式数は、1,000株であります。
- 4 各種類株式について、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
- 5 第1種優先株式の権利行使に関する事項および当社株式の売買に関する事項について、当社と当該優先株式の所有者との間に取決めはありません。
- 6 第1種優先株式は、自己資本の増強を図る一方、普通株式数の増加による希薄化を最大限抑制するために発行したものであるため、法令に別段の定めがある場合および、期末配当において第1種優先株主が優先的配当を受ける旨の報告事項または議案が定時株主総会に提出されないときはその総会から、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時から期末配当において優先的配当を受ける旨の取締役会または定時株主総会の決議がある時まで限り、議決権を有するものとしております。
- 7 「提出日現在発行数」には、平成26年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数および第1種優先株式の取得請求権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
- 8 第1種優先株式は、現物出資(借入金の株式化)により発行されております。
- 9 第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

(イ) 剰余金の配当 当社は、定款に定める毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当(以下、「期末配当」という。)を行うときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、年40円を上限として、当該第1種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下、「第1種優先配当金」という。)を行う。

- (ロ)優先配当金の額 第1種優先配当金の額は、400円×(日本円TIBOR+1.75%)とする。第1種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第1種優先配当金の額が金40円を超える場合は40円とする。
- 「日本円TIBOR」とは、平成19年4月1日以降の毎年4月1日(以下、「第1種優先配当算出基準日」という。)現在における日本円リファレンス・レート(1年物)として全銀協TIBOR運営機関によって公表される数値をいい、上記計算式においては、次の第1種優先配当算出基準日の前日までの各事業年度について適用される。ただし、第1種優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を第1種優先配当算出基準日とする。第1種優先配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに換えて用いるものとする。日本円TIBORまたはこれに換えて用いる数値は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
- (ハ)期末配当以外の配当の額 第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、期末配当以外の剰余金の配当を行わない。
- (二)非累積条項 ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して行う期末配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (ホ)非参加条項 期末配当において、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当金を超えて配当は行わない。
- (ヘ)除斥期間 定款に定める除斥期間の規定は、第1種優先配当金の支払について、これを準用する。
- (2) 残余財産の分配 当社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき400円を支払う。第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 併合または分割等 当社は、法令に定める場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割は行わない。当社は、第1種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (4) 取得請求権
- (イ)取得を請求し得べき期間 第1種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成19年10月1日から平成37年9月30日までとする。
- (ロ)条件 第1種優先株主は、1株につき下記(a)ないし(c)に定める転換価額により、第1種優先株式の取得を当社に請求し、引換えに普通株式の取得を請求することができる。
- (a) 当初転換価額 444.0円
- (b) 転換価額の修正 転換価額は、平成20年10月1日から平成37年9月30日まで、毎年10月1日(以下、それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)が、当初転換価額を下回る場合、当該平均値に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が351.6円(以下、「下限転換価額」といい、下記(c)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。
- (c) 転換価額の調整
- 第1種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式により調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- $$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$
- 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む。)、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は転換価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額の増加をすることを条件としてその増加部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額（新株予約権の発行価額および新株予約権の行使に際して払い込む額との合計額の1株当たりの額をいい、以下同じ。）が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券（権利）の払込期日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、全ての取得請求権または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得請求権または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される（下記も同様とする。）。

普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する証券（権利）の全ての取得請求権または新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

上記に掲げる事由のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額により変更される。

転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記ただし書の場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお上記45取引日の間に、で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、既発行普通株式数からは処分される自己株式数を控除する。

転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。

の時価を下回る払込金額（または処分価額）をもって普通株式を発行（または自己株式を処分）する場合には、当該払込金額または処分価額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）

の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円

の時価を下回る価額をもって取得請求権の行使により普通株式を交付する場合またはで定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合は、当該転換価額または当該新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額

の場合は、価格決定日に決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額

転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(d) 引換えにより交付すべき普通株式数

第1種優先株式と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{引換えにより交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第1種優先株主が取得請求のために提出した第1種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(5) 取得条項 当社は、取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第1種優先株式を、同期間の末日の翌日(以下「取得条件成就日」という。)以降の取締役会で定める日をもって取得するものとし、この場合、当社は、当該第1種優先株主に対し、当該第1種優先株式を取得するのと引換えに第1種優先株式1株の払込金相当額を取得条件成就日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、この場合当該平均値が355.2円を下回るときは、第1種優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式を交付する。

なお、前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときには、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年6月30日	-	853,542,737	-	41,171	-	33,462

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

(平成26年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 10,000,000	-	「1(1)発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,442,000	-	株主としての権利内容に制限のない、基準となる株式 単元株式数は1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 838,338,000	838,338	株主としての権利内容に制限のない、基準となる株式 単元株式数は1,000株
単元未満株式	普通株式 1,762,737	-	
発行済株式総数	853,542,737	-	
総株主の議決権	-	838,338	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が6,000株(議決権6個)含まれております。
- 2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式847株および証券保管振替機構名義株式564株が含まれております。
- 3 平成26年6月30日現在においては、「完全議決権株式(自己株式等)」の自己保有株式は、単元未満株式の買取りにより6,897株増加し、単元未満株式を含めて3,449,744株となっております。

【自己株式等】

(平成26年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社大京	東京都渋谷区千駄ヶ谷 四丁目24番13号	3,442,000	-	3,442,000	0.40
計		3,442,000	-	3,442,000	0.40

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）および第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	96,622	79,786
受取手形及び売掛金	18,455	13,493
有価証券	16,000	69
販売用不動産	15,018	14,662
仕掛販売用不動産	78,611	87,521
開発用不動産	7,790	10,249
その他のたな卸資産	2,540	5,178
繰延税金資産	5,707	6,760
その他	6,031	6,670
貸倒引当金	24	19
流動資産合計	246,755	224,371
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,943	6,980
減価償却累計額	3,280	3,304
建物及び構築物（純額）	3,662	3,676
土地	13,674	13,631
その他	1,702	1,690
減価償却累計額	1,072	1,077
その他（純額）	629	613
有形固定資産合計	17,966	17,920
無形固定資産		
のれん	² 12,463	² 12,198
その他	11,209	10,976
無形固定資産合計	23,673	23,174
投資その他の資産		
投資有価証券	1,352	1,320
繰延税金資産	930	940
その他	7,399	7,318
貸倒引当金	264	262
投資その他の資産合計	9,417	9,318
固定資産合計	51,057	50,413
資産合計	297,812	274,785

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	30,103	21,524
短期借入金	20,166	23,630
未払法人税等	5,219	288
前受金	11,656	16,023
賞与引当金	3,203	1,513
役員賞与引当金	127	29
その他	17,587	12,854
流動負債合計	88,065	75,864
固定負債		
社債	7,000	7,000
長期借入金	36,417	30,450
繰延税金負債	2,661	2,644
役員退職慰労引当金	325	285
退職給付に係る負債	10,136	9,398
その他	8,221	8,080
固定負債合計	64,761	57,858
負債合計	152,826	133,723
純資産の部		
株主資本		
資本金	41,171	41,171
資本剰余金	38,098	38,098
利益剰余金	67,842	63,741
自己株式	1,326	1,328
株主資本合計	145,785	141,683
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	332	355
為替換算調整勘定	23	2
退職給付に係る調整累計額	1,182	1,002
その他の包括利益累計額合計	826	648
少数株主持分	27	28
純資産合計	144,986	141,062
負債純資産合計	297,812	274,785

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
営業収入	68,812	48,252
営業原価	59,312	43,804
売上総利益	9,500	4,448
販売費及び一般管理費	8,216	7,374
営業利益又は営業損失()	1,283	2,926
営業外収益		
受取利息	7	9
受取配当金	11	11
保険配当金	26	26
その他	252	84
営業外収益合計	296	131
営業外費用		
支払利息	239	185
借入手数料	70	76
その他	190	107
営業外費用合計	500	369
経常利益又は経常損失()	1,079	3,164
特別利益		
固定資産売却益	-	39
段階取得に係る差益	1,204	-
負ののれん発生益	10,184	-
特別利益合計	11,389	39
特別損失		
固定資産除却損	43	32
退職給付制度改定損	2,092	-
その他	54	-
特別損失合計	2,190	32
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	10,278	3,157
法人税、住民税及び事業税	503	156
法人税等調整額	874	1,147
法人税等合計	1,378	990
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	8,899	2,166
少数株主利益	0	0
四半期純利益又は四半期純損失()	8,899	2,167

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	8,899	2,166
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	28	23
為替換算調整勘定	13	25
退職給付に係る調整額	-	180
その他の包括利益合計	41	177
四半期包括利益	8,941	1,988
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	8,940	1,989
少数株主に係る四半期包括利益	0	0

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間
(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

(連結の範囲の重要な変更)

当第1四半期連結会計期間において、(株)穴吹エンジニアリングは当社の連結子会社である(株)穴吹工務店に、(株)大京ライフは当社の連結子会社である(株)大京アステージに、オリックス・エンジニアリング(株)は当社の連結子会社である(株)アベックス和光にそれぞれ吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。なお、(株)アベックス和光はオリックス・エンジニアリング(株)に社名変更しております。

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間
(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

(会計方針の変更)

1 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を「利益剰余金」に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の「退職給付に係る負債」が795百万円減少し、「利益剰余金」が670百万円増加しております。

なお、当第1四半期連結累計期間の営業損失、経常損失および税金等調整前四半期純損失に与える影響は軽微であります。

当第1四半期連結累計期間
(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

2 不動産開発事業等に係る会計処理

不動産開発事業における用地取得および建築工事等に係る間接費（人件費その他の経費）については、従来、用地取得費および建築費等の直接費の比率をもとに各物件の原価に配賦しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より期間費用として計上する方法に変更いたしました。

この変更は、近年の仕入ボリュームの減少に伴い費用収益の対応関係が希薄化し、従来の配賦方法に合理性が乏しくなったことから、当第1四半期連結会計期間における新分譲システムおよび新経理システムの導入を機に計上方法を見直し、財務体質の健全化を図るとともに期間損益をより適正に表示するために行ったものであります。

また、併せて不動産管理事業の一部においても、費用収益の対応関係が希薄化した間接費の配賦を見直し、期間費用として計上する方法に変更しております。

不動産開発事業におけるマンション販売および戸建販売に係る広告宣伝費については、従来、費用収益対応の観点から物件の引渡開始時に一括して費用計上しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より発生時に費用計上する方法に変更いたしました。

この変更は、近年の広告媒体がチラシ主体からインターネットを含む複合的なものに変化するとともに、同一物件を複数回に分けて発売するなど販売手法も多様化し、広告宣伝費と営業収入の直接的な対応関係が希薄化していることから、当第1四半期連結会計期間における新分譲システムおよび新経理システムの導入を機に計上方法を見直し、財務体質の健全化を図るとともに期間損益をより適正に表示するために行ったものであります。

不動産開発事業におけるマンションギャラリーの建築費等については、従来、費用収益対応の観点から売上計上時に物件の原価として計上しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より販売費として発生時に費用計上する方法に変更いたしました。

この変更は、営業収入に対応する直接的な原価と販売活動に係る費用を区分することが事業の実態をより適切に反映することから、当第1四半期連結会計期間における新分譲システムおよび新経理システムの導入を機に計上方法を見直し、財務体質の健全化を図るとともに期間損益をより適正に表示するために行ったものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前第1四半期連結累計期間および前連結会計年度については、遡及適用後の四半期連結財務諸表および連結財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度末の連結貸借対照表は、「販売用不動産」が270百万円、「仕掛販売用不動産」が3,526百万円、「開発用不動産」が64百万円、「その他のたな卸資産」が50百万円、流動資産「その他」が2,826百万円それぞれ減少し、流動資産の「繰延税金資産」が1,722百万円増加しております。前第1四半期連結累計期間の連結損益計算書は、売上総利益が84百万円減少し、営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益がそれぞれ763百万円減少しております。また、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の前期首残高が3,967百万円減少しております。これらの影響額は、会計方針変更の内容ごとに区分することが困難なため、一括して記載しております。

なお、前第1四半期連結累計期間の1株当たり四半期純利益が2.24円、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益が1.17円それぞれ減少しております。

また、セグメント情報に与える影響額は、当該箇所に記載しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
	百万円	百万円
顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に対する連帯保証債務	34,101	5,187

2 のれん及び負ののれんの表示

のれん及び負ののれんは相殺表示しております。相殺前の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
	百万円	百万円
のれん	12,915	12,639
負ののれん	451	441
差引	12,463	12,198

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)およびのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
	百万円	百万円
減価償却費	386	419
のれんの償却額	265	265

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,325	3.00	平成25年3月31日	平成25年6月21日
	第1種優先株式		88	8.84		
	第2種優先株式		99			
	第4種優先株式		165			
	第7種優先株式		250	10.00		
	第8種優先株式		235			

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,520	3.00	平成26年3月31日	平成26年6月26日
	第1種優先株式		84	8.44		

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	不動産開発事業	不動産管理事業	不動産流通事業	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高					
外部顧客への売上高	28,413	32,691	7,707	-	68,812
セグメント間の内部売上高 又は振替高	99	829	174	1,104	-
計	28,513	33,521	7,882	1,104	68,812
セグメント利益又は損失()	38	1,599	550	827	1,283

- (注)1 セグメント利益又は損失()の調整額 827百万円には、セグメント間取引消去0百万円および各報告セグメントに配分していない全社費用 828百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- 2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益又は営業損失()と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	不動産開発事業	不動産管理事業	不動産流通事業	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高					
外部顧客への売上高	7,502	32,553	8,196	-	48,252
セグメント間の内部売上高 又は振替高	131	394	156	682	-
計	7,633	32,948	8,353	682	48,252
セグメント利益又は損失()	3,076	870	127	848	2,926

- (注)1 セグメント利益又は損失()の調整額 848百万円には、セグメント間取引消去 27百万円および各報告セグメントに配分していない全社費用 821百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- 2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益又は営業損失()と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より不動産開発事業等に係る会計処理を次のとおり変更いたしました。

不動産開発事業における用地取得および建築工事等に係る間接費(人件費その他の経費)については、従来、用地取得費および建築費等の直接費の比率をもとに各物件の原価に配賦しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より期間費用として計上する方法に変更いたしました。また、併せて不動産管理事業の一部においても、費用収益の対応関係が希薄化した間接費の配賦を見直し、期間費用として計上する方法に変更しております。

不動産開発事業におけるマンション販売および戸建販売に係る広告宣伝費については、従来、費用収益対応の観点から物件の引渡開始時に一括して費用計上しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より発生時に費用計上する方法に変更いたしました。

不動産開発事業におけるマンションギャラリーの建築費等については、従来、費用収益対応の観点から売上計上時に物件の原価として計上しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より販売費として発生時に費用計上する方法に変更いたしました。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前第1四半期連結累計期間については、遡及適用後のセグメント情報となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第1四半期連結累計期間のセグメント利益が、不動産開発事業において785百万円減少し、不動産管理事業において13百万円、調整額において8百万円それぞれ増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額および算定上の基礎ならびに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は 四半期純損失金額()	20.14円	2.58円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は 四半期純損失金額() (百万円)	8,899	2,167
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は 四半期純損失金額() (百万円)	8,899	2,167
普通株式の期中平均株式数 (株)	441,934,134	840,096,802
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	10.45円	-
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (株) (うち、優先株式)	409,581,563 (409,581,563)	- (-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【その他】

(剰余金の配当)

平成26年5月13日開催の取締役会において、平成26年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり剰余金の配当(期末)を行うことを決議いたしました。

普通株式

配当財産の種類および帳簿価額の総額	金銭による配当 総額2,520百万円
株主に対する配当財産の割当てに関する事項	1株当たり3.00円
当該剰余金の配当がその効力を生ずる日	平成26年6月26日

第1種優先株式

配当財産の種類および帳簿価額の総額	金銭による配当 総額84百万円
株主に対する配当財産の割当てに関する事項	1株当たり8.44円
当該剰余金の配当がその効力を生ずる日	平成26年6月26日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8 月 8 日

株式会社大京
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 熊 木 幸 雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 野 隆 樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大京の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大京及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は不動産開発事業における間接費について、用地取得費および建築費等の直接費の比率をもとに各物件の原価に配賦していたが、当第1四半期連結会計期間より期間費用として計上する方法に変更した。
2. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は不動産開発事業における広告宣伝費について、物件の引渡開始時に一括して費用計上していたが、当第1四半期連結会計期間より発生時に費用計上する方法に変更した。
3. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は不動産開発事業におけるマンションギャラリーの建築費等について、売上計上時に物件の原価として計上していたが、当第1四半期連結会計期間より販売費として発生時に費用計上する方法に変更した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。